

4. 施策の具体的な内容

■基本理念 I :しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

○基本施策1:たくましい子どもの育ち

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 子どもの生きる力の基礎の育成	○ 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代の担い手である子どもの生きる力の基礎を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、基礎問題、活用問題とも内容の定着が不十分な状況であり、正答率の分布において上位層が少ないなど、学力の定着及び向上に向け、改善を図っていく必要がある。 ○ 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題が発生している。 ○ 生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなどの課題が発生している。 ○ 子どもに関わる問題行動(いじめ、非行等)は、近年、量的、質的両面において、深刻な状況にある。その課題として、規範意識やコミュニケーション能力の低下が指摘されているが、学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを健全に育成することが大切である。 ○ 県内においても、児童生徒が加害者や被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要がある。 ○ 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、社会や多様な人の関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身につけることが大切である。 ○ また、家庭・地域・学校を基盤として、生きていくのに必要な学力・社会力・人間力を身につけることも大切である。 ○ このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図る。 ○ 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努める。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
② 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていく環境を整備していく必要がある。 ○ 全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われており、その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されている。 ○ そのような中、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要がある。 ○ 人は様々な人間関係や集団の中で、相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができる。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考え方や言動に自信をもつとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要がある。 ○ 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要がある。 ○ H25年度全国学力・学習状況調査結果より「週1回以上図書館へ行く回数」が高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきている。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要がある。 ○ 地域の子どもは地域で育てるという考え方の下に、公民館の活動等を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、本県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図る。 ○ 将来子ども達が社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図る。 ○ 子どもの心を育む道徳教育の充実や読書活動の推進を図る。 ○ 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。 ○ 家庭において様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、体験活動を積むことの有益性について家庭に啓発を行う。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
③ 幼児教育の充実	○ 幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核家族化、少子・高齢化、ひとり親家庭の増加をはじめとする社会の変化により、人間関係の希薄化、地域の教育力の低下、家庭教育の困難さなどの状況が見らる。 ○ こうした背景を受け、家庭や地域における子ども達の様々な体験や遊びが不足する傾向にあるため、幼稚園や保育所、認定こども園等では人格形成の基礎を培う豊かな経験をさせていく必要がある。 ○ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る必要がある。 ○ 近年、保育所の就園率が高くなる傾向にある。研修等に参加しにくいといわれる保育所保育士等にも、その機会を保障するなど、幼児教育を担う施設が、教育の質を高めていけるよう工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを促し、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を果たしている。 ○ このことを踏まえ、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、小学校教育の連携・接続、預かり保育、学校評価等の課題への対応を含めた幼児教育の理解促進を図るとともに、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の資質向上のための研修充実に努める。
④ 青少年の健全育成の推進	○ 青少年を取り巻く環境の整備や県民の意識向上、 青少年の社会参加 を図り、青少年の健全育成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報等内容とする雑誌、DVD等が販売されている。また、テレビ、インターネット等により、性、暴力などの有害情報が容易に子どもの目に触れる等、青少年子どもに対する悪影響が懸念されています。 このため、家庭や地域社会において、青少年のためにより良い環境を作り出すよう努めるとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある様々な行為から青少年を守るように努める必要がある。 ○ スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることから、関係機関、団体等と連携して、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を青少年とともに考えて推進していく必要がある。 ○ 県内の少年非行の5割以上が万引きや自転車盗等のいわゆる「初発型非行」で占められており、罪悪感の希薄さがその大きな要因となっている。 このため、子どもたちが様々な社会活動や学校における学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に付ける必要がある。 ○ 青少年育成島根県民会議の諸活動について、各市町村民会議や関係機関・団体との連携を通して、広報活動の拡充や事業運営への協力を得ることができ、青少年健全育成活動への参加者が増加している。 引き続き、青少年育成島根県民会議の諸活動を通して、社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動を進めて行く必要がある。 ○ 様々な青少年育成活動が行われているが、大人主体の企画運営になっていることが多いため、今後は、青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に生かすような仕組みづくりが必要である。 ○ 青少年の居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があるため、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化しするとともに、学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の犯罪加害・被害防止を図る。 ○ インターネット上の有害情報などから青少年子どもたちを守るために、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングソフト(又はサービス)の普及促進や家庭でのルールづくりの促進を図る。 ○ 青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、地域での有害環境対策公民館や民間団体等と連携して、人材育成や子ども青少年の居場所づくり、主体的な社会活動の充実、意見表明の場の設定等学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の健全育成を推進する。

■基本理念 I :しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

○基本施策2:次代の親の育成

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進	○ 次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家庭の意義などの理解の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させていく。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られる。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されている。 ○ 学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をとおして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要がある。 ○ 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取り組みを進めが必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命の尊さを理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図る。
②若い世代の就業促進	○ 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業・勤労に対する理解不足や安易な考え方等まだまだ未熟な部分が見られる。 ○ このため、各学校では、わかる授業や進路に関するさまざまな情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかり描くことができるような取り組みを行う必要がある。 ○ そのためには、職場を直接見学したり体験したりすることが大切であり、学校・家庭・地域社会が連携した職場調べや職場体験などの一層の充実が必要である。 ○ 若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が他の世代に比べて高い。 ○ 新規学卒就職者に早期離職者が多い。 ○ 県外大学等進学者が県内就職の機会に恵まれないことによる県外就職するなど、厳しい状況にある。 ○ 若年者の就職状況を改善するためには、県内産業の振興によって雇用の受け皿づくりを進めると同時に、若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要がある。 ○ 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、職業訓練等による能力開発やキャリア形成を支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、子ども一人ひとりに対応した就職指導の積極的な推進を行う。 ○ 就労についての理解促進を図るための協議会等の開催、高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進する。 ○ 「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促す。 ○ 県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進する。

■基本理念Ⅱ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

○基本施策3：子育てに関する多様な支援の充実

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 親子の交流の場や相談の場の充実	○ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てに対する負担感や不安感が増大（※島根県少子化に関する意識調査から、「子育てに負担や不安を非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が増加） ○ それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、親子同士の交流の場づくりを進める必要がある。 ○ 特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、子育ての負担をおもに母親が担うなど不安感や孤立感が大きいことから、子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要がある。 ○ 子ども・保護者等・妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進する。 ○ 身近なところで相談・指導・情報提供が受けられるよう、関係機関等の連絡・協働の体制づくりを行う。体制を充実させる。 ○ 保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行う。 ○ 保護者等と施設・事業の橋渡しをすることができる人材の養成を行う。
② 子どもの安心な預かり支援	○ 待機児童の解消のための受入児童適正化や中山間地域における子育て拠点を支援し、安心して子どもを預けることのできる環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童解消のため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等の受入れ児童数の増加適正化を図る必要がある。 ○ 中山間地域等においては、子どもの減少により、保育所の継続が困難な状況も出ていることから、当該地域の子育てを支援していく必要がある。 ○ 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供に当たって基本となる幼稚園教諭、保育士等の確保を推進していく。 ○ 幼稚園教諭、保育士等の研修の充実により教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要がある。 ○ 様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要がある。 ○ 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、放課後児童クラブの受入れ児童数の増加適正化を図る必要がある。 ○ 放課後総合こどもプランに基づく取り組みを円滑に進めるため、放課後児童クラブ、放課後子供教室の指導員の研修の充実により、指導に従事する者の資質の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に定める区域ごとに、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、放課後児童クラブ部等の適正な定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進する。 ○ 地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう支援を実施する。 ○ 就職相談会の開催、潜在保育士の就職支援等により人材の確保に努める。 ○ 幼稚園教諭、保育士、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の指導員等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上を図る。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
③ 経済的負担への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じている理由の第1位は「子どもを育てるのにお金がかかる」となっている。(※島根県少子化に対する意識調査) ○ 行政に期待する施策では、「子育てに伴う経済的負担を軽くする」が最も高くなっています。軽減の施策で期待されているのは、「教育費」、「保育料」が上位となっている。(※島根県少子化に対する意識調査) ○ 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取り組みが必要だが、県では、保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っている。 ○ 第3子以降3歳未満児の保育料軽減事業については、未実施市町村があるため、引き続き全市町村で取り組むよう働きかける必要がある。 ○ 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入院等に対する助成事業を全市町村で実施している。 ○ 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図る。 ○ 特定の不妊治療(体外受精・顕微授精)に対する助成を行い、子どもを生み育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図る。 ○ 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図る。

■基本理念Ⅱ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

○基本施策4：子どもと親の健康の確保

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 母子保健等の充実	○ 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期死亡率や乳児死亡率は減少傾向にあるが、近年はその減少傾向が鈍化している。 ○ 出生数は減少し、低出生体重児は増加傾向にある。医療的ケアを必要とする児や長期に療養を必要とする児童などハイリスク児への対応が必要となってきている。 ○ 妊娠や出産、乳幼児の健康のための支援を行う等、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する必要がある。 ○ 安全・快適な妊娠・出産、子どもの健康保持と増進を図るために、産婦人科医、小児科医等の確保を進める必要がある。 ○ 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要がある。(※「食育」の推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診等による疾病の早期発見や専門相談指導の推進、未熟児等ハイリスク児対策の充実、障がい児等への医療費助成、食育の普及・啓発の促進など、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図る。 ○ 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持・増進ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努める。
② 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。 ○ 子ども達が健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、食育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝食を食べない幼児や児童生徒の減少、野菜を食べる人の増加などこれまでの取り組みにより成果が上がっている。 ○ 一方で、核家族化が進み、生活パターンの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や文化が世代間で受け継がれないなどの課題がある。 ○ 栄養バランスの偏った食事、運動(外遊び、部活動等)不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題がある。 ○ 子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、学校・家庭・地域が連携しながら推進していく必要がある。 ○ 保育所・教育機関・生産者など幅広い分野の方々と連携した取り組みを展開し、食育を県民運動として一層推進する必要がある。 ○ 学校においては、食生活の改善が促進されるよう、一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や機関を活用していく必要がある。 ○ 子育て世代や若者に关心をもってもらい、食育が実践ができるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちが食育活動をとおして食に関心を持ち、健康な食の実践を身につけられるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努める。 ○ また、子どもたちへの食育が進むよう、親世代への食育が進むよう努める。 ○ 食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進する。 ○ 学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中心とした食育の推進を図る。 ○ 学校、家庭、地域が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進する。 ○ 身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進する。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
③ 妊娠・出産等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図る。 ○ 不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを生み育てたいと願う人の希望の実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母親の年齢が35歳以上の出産割合が増加している。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要がある。 ○ 夫婦の10~15%が不妊であるといわれ、不妊に悩むカップルは増加している。 ○ 不妊の原因の内、男性不妊の割合は48% 不妊の約半数は男性に原因がある。 ○ 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため男女双方の関わりが必要です。 ○ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成制度について引き続きPRし、利用の促進を図る必要がある。 ○ 不妊治療を希望する人が治療を受けやすい社会環境等を整備するため、正しい知識の普及を一層進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図る。 ○ 若い男女が妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産の時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取り組みを行う。 ○ 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を実施し、悩みの解消・自己決定の支援を行う。 ○ 特定な不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けている夫婦を対象に、経済的負担の軽減を図る。
④ 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児救急医療は、救急医療体制(初期(在宅当番医、休日診療所等)、二次(救急告示病院)、三次(救命救急センター))の中で確保しているが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いている。 ○ 小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾患については、悪性新生物等11疾患(514疾病)について622人が給付(平成25年度末)を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要がある。 ○ また、小児慢性特定疾病的制度改正により対象疾病が約700種の疾病に拡大されたことから制度の周知を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制の整備や、内科医等を対象とした小児救急に関する研修の実施などにより、小児医療の充実を図る。 ○ 治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾患に係る治療費について、従来の治療研究事業から児童福祉法(改正)に基づく医療費助成(施行:平成27年1月1日)となり、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施する。

■基本理念Ⅱ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

○基本施策5：結婚対策の充実

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 結婚に対する気運の醸成	○しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう「出会いの場づくり」を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の平均初婚年齢(H25)は、男性が30.5歳、女性が29.0歳で、年々上昇しており、未婚・晚婚化が進行している。 ○ 独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない」との回答が29.9%、「子育てに対する不安や負担を感じる」との回答が75.2%と高く、未婚・晚婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや関心の低さがあげられることがから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められる。(※島根県少子化に関する意識調査) ○ 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚(未婚・晚婚化)問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取り組みを促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進する。 ○ 結婚(未婚・晚婚化)対策に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取り組みを促進するための啓発を推進する。
② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化	○ 独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚対策に対する地域やボランティア、企業等の理解と取り組みを促進し、結婚を望む独身男女の活動を支援する体制づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「島根県少子化に関する意識調査」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は6.3%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手と巡り合わない」との回答が53.5%と高く、出会いの場が不足していることがわかる。 ○ 未婚・晚婚化対策として、行政に期待する施策として「出会いの場の設定」が22.8%と、2番目に高い回答となっている。 ○ 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取り組みを促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村やコミュニティ、企業等と連携し、独身男女への多様な出会いの場の創出を推進する。 ○ 独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談、紹介等を推進する。

■基本理念Ⅱ：子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり

○基本施策6：仕事と生活の調和

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 仕事と家庭の両立支援	○ 結婚・出産後も仕事と家庭の両立を図ることができるよう就業環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の就業の望ましいあり方については、「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が増加し、「子どもができるまでは仕事を持ち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」が減少している。 特に男性で「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が増加しており、男性の意識が変化してきていることが伺える。(※島根県少子化に関する意識調査) ○ 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無について、女性において「仕事をやめたことがない(現在も続けている)」が増加している。(※島根県少子化に関する意識調査) ○ 仕事と子育ての両立に関して行政に期待する施策として「安定した雇用の確保」、「企業への働きかけ」が高い割合となっており、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要がある。 ○ 仕事と子育てを両立するために職場において必要な取り組みは「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「子どもが病気やけがの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間の変更を柔軟に行う」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気作りを進める」が高い割合となっていることから、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取り組みを推進する。 ○ 結婚して子どもを生み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図る。 ○ 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行う。 ○ 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を、認定(こっころカンパニー)、表彰するなど、企業等における仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを促進する。 ○ 男性の育児への積極的な参加、職場の上司等の子育てへの理解、支援を促進するための取り組み(イクメン、イクボス養成)を推進する。
② 働き方の見直し	○ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)に配慮した働きやすい就業環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という考えに肯定的な人の割合が約7割と、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識が強いことが伺える。(H21男女共同参画に関する県民の意識・実態調査) ○ 男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことが、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となっている。 ○ 併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっている。 ○ このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められている。 ○ それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性を含めたすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれて、安心して働くことができるよう、「しまね活き活き職場宣言(平成22年3月、島根県五者宣言)」に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した多様な働き方が選択できる職場環境の改善に向けた労使の自主的取り組み等の普及啓発を推進する。 ○ 仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進める。

■基本理念Ⅱ：子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり

○基本施策7：安心して子育てできるまちづくり

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 良好的な生活環境の確保	○ 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取り組みを進める必要がある。 ○ 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要がある。 ○ 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、子育て世帯を含むすべての人が安心して利用できる都市公園の環境整備を引き続き進めていく必要がある。 ○ 環境学習の場としての河川等の期待が高まっていため、地域住民の理解と協力を得ながら、人と自然とのふれあいの場を整備していく必要がある。 ○ 妊産婦等が入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用制度」について、普及を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居資格の緩和や優先入居の取扱い、老朽化した県営住宅の建て替えに時に子育て支援施設(児童クラブ等)の併設の検討など、安全・安心で快適な住宅の供給を進める。 ○ 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 都市公園において、子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進める。
② 安全・安心なまちづくり	○ 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下している。通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要がある。 ○ 地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められている。自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、みこぴー安全メール等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要がある。 ○ 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めている。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められている。 ○ 交通事故による子どもの死傷者数は、減少傾向にあるが、過去5年間で約1,000人もの子どもたちが交通事故の被害に遭っているほか、1名の尊い命が犠牲となっている。このため、信号機の設置や信号灯器のLED化など、安全・安心な交通環境を計画的に整備していく必要がある。 ○ 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこぴー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取り組みを進める。 ○ 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てる親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進める。 ○ 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども110番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事に備え場所について事前に確認しておくよう指導を行う。また、学校を通じ教職員やPTAへの周知も図り、「子ども110番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していく。 ○ 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

■基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○基本施策8：子どもを守り育てる仕組みづくり

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 子どもと家庭の相談体制の強化	○ 子ども達を守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠や出産、育児に悩む者が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要がある。 ○ 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されているが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要がある。 ○ 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっている。適切な対応を行うために、人員の確保や専門性の向上など体制強化を図る必要がある。 ○ 障がいのある診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして取り組みを進めていく必要がある。 ○ 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要がある。 ○ 特別支援学校の専門性は充実してきており、センター的機能における相談や訪問・助言回数は増加傾向にあり、特にセンター的機能の高等学校におけるニーズが高まっている。一方で、高等学校における特別支援教育推進の現状が十分に把握できていない状況があるため、高等学校のセンター機能の関わりを深めていく必要がある。 ○ ひとり親家庭やひとり親家庭の子どもに関する問題が、複雑化、困難化してきている。このため、子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保等を含む総合的な支援を行う必要がある。 ○ ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させる。 ○ 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制を充実する。 ○ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談を充実する。 ○ 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、体制の充実を図る。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
②児童虐待防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目のない総合的な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所及び市町村における児童虐待に関する新規の相談対応件数は、全国的に増加し続けており、虐待による死亡事例も後を絶たない状況です。県内の新規件数は、高止まり傾向にあつたが、平成25年度は9年ぶりに200件を下回った。 ○児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最多いのは実母となっている。 ○児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握する必要がある。 ○特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要である。 ○児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要がある。 ○乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭について、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要がある。 ○児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取り組みを強化する必要がある。 ○児童虐待の早期発見のためには、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要がある。 ○児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援を実施する。 ○保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図る。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
③ 社会的養護体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護体制の質・量の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会的養護の課題と将来像」により、社会的養護は原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り小規模化するなどして、家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされた。 ○ 県内の児童養護施設、乳児院の定員及び里親への措置児童数は定員20名以上の施設(大倉制)が全体の約65%、定員6~8名程度の小規模な形態の施設が約15%、里親が20%となっており、大規模施設での養護の比重が高くなっている。 ○ 平成23年7月、国は「社会的養護の課題と将来像」において、「社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある」とされ、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたり前の生活」を保障していくことが重要であるとされた。 ○ 県内の社会的養護の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等の大規模施設での養護の比重は、社会的養護全体の65%と半分以上を占めている。今後、県内の社会的養護が必要となる児童(以下、「社会的養護児童」という。)数は増加すると見込まれることから、県としても社会的養護の充実を図る必要がある。 ○ 社会的養護児童にはの中で、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある児童が増えてきており、これらの児童の特性に応じた専門的個別ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっている。 ○ 虐待のリスクの高い望まない妊娠等については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要である。 ○ 児童と保護者の間の親子関係再構築が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養護児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要がある。 ○ 家族から離れて暮らす社会的養護児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切である。 ○ 社会的養護児童が社会において自立していくように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要がある。 ○ 今後5年間の島根県内の社会的養護児童数推計によると、里親委託を必要とする児童数が十数名程度増加することが予想されている。 ○ DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や婦人女性相談員等、関係機関が連携した支援、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者のいない児童、被虐待児など、家庭では生活することが難しい状態となった子どもに対して、公的な責任として里親や乳児院、児童養護施設などを利用し社会的養護を行う。 ○ 可能な限り家庭的な環境下で愛着関係を形成しつつ、人権を保障され、かつ自立のために適切な援助が受けられるよう支援を行う。 ○ 児童養護施設等の本体施設定員を減らし小規模化をすすめるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図る。 ○ 家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームを新設し、里親委託の増進を図る。 ○ 虐待を受けた児童や障がいがある児童など、その特性に応じた個別対応が必要な児童に対し、専門的ケアの充実を図る。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成する。 ○ 家族機能の回復を図り、家庭復帰をすすめ、退所後のアフターケアを実施する。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村の実施する子育て短期支援事業の実施など、地域の子育支援の拠点となるような取り組みを行う。 ○ 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施する。 ○ 社会的養護児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援する。 ○ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図る。 ○ 関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等を通じて、ひとり親家庭への支援を行う。

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
④ 人権が尊重される社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要がある。 ○ ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題等を解消するために、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要がある。 ○ 人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの差異を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図る。

■基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○基本施策9：特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
①ひとり親家庭の自立支援の推進	○ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要がある。 ○ 経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要がある。 ○ 相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないよう、相談窓口や支援策を周知していく必要がある。 ○ 関係機関と連携して、必要な支援を的確に実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て・生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保支援及び経済的支援を柱とした総合的な支援を行う。
②障がい児への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、教育体制の整備を図る等総合的な取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要がある。 ○ 各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、中学校から高等学校の連携や、高等部卒業生の就労段階における支援が十分とはいえない状況があるため、支援を強化していく必要がある。 ○ 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がい重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連携協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な在宅サービスや経済的支援を行う。 ○ 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進める。 ○ 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図る。 ○ 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図る。

■基本理念IV:子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり

○基本施策10:県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
① 県民気運の醸成	○ 子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援してくための地域づくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきている。 ○ 子育てに対する負担感や不安感が増大している。(※島根県少子化に関する意識調査から、「子育てに負担や不安を非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が増加) ○ 保護者は、周囲の支援を受けながら、実際に子育てを経験することで親として成長していくものであることから、全ての子育て家庭を対象に、「親育ち」の過程を地域全体で支援していく必要がある。 ○ 子育ては保護者が第一義的責任を持つものだが、次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要がある。 	○ 広報、啓発活動や、企業、民間団体等地域における自主的取り組みの全県展開を図る。
② 地域における子育て・子育ち支援の輪の拡大	○ 保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題解決に取り組む団体の活動が活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、NPO法人、ボランティア団体等の人材育成やNPO相互のネットワークづくり、社会貢献活動に参加したいと考える県民に向けた情報提供等の取り組みを進める必要がある。 ○ 地域の実情に応じたよりきめ細やかな子育て・子育ち支援を実践するために、住民、NPO等の民間団体などと十分連携を図りながら取り組みを進める必要がある。 ○ 祖父母や近隣住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっていることから、地域ぐるみで子育て・子育ちを支える機能を充実・強化再構築する必要がある。 ○ 豊かな経験と知識を持つ高齢者は子育て支援にとって重要な存在であることから、こうした地域の人的資源を積極的に生かす取り組みを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPOやボランティア活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO相互の連携・ネットワークづくりなど活動基盤の強化に向けた支援を実施 ○ 地域の子育て支援機能の充実・強化再構築を図る。 ○ NPO等の民間団体、グループなどへの助成や団体等の連携促進、高齢者の子育て支援への参画を進めることで、地域の子育て支援活動の促進を図る。 ○ 高齢者と若い世代の交流の機会を確保し、ボランティア活動等、高齢者の自主的な社会参加活動を支援する。 ○ 高齢者が子育て支援などの社会参加ができるよう、広報・啓発、情報提供等を行っていく。